

2023年3月9日  
中国電力ネットワーク株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)□に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち2023年4月1日から2023年9月の検針日の前日までの期間 定額制供給の場合 定額電灯および公衆街路灯A 電灯 10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき 100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに 小型機器 50ボルトアンペアまでの1機器につき 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき 100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	27.19 54.38 108.75 163.13 271.88 135.94 81.21 162.41 81.21	2.47 4.94 9.89 14.83 24.72 12.36 7.38 14.76 7.38

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4.38	0.40
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4.38	0.40
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43.82	3.98
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43.82	3.98
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	46.05	4.19
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23.03	2.09
農事用電力B（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.51	1.05
契約電力1キロワットの場合1日につき	23.02	2.09
契約電力2キロワットの場合1日につき	46.05	4.19
契約電力3キロワットの場合1日につき	69.07	6.28
契約電力4キロワットの場合1日につき	92.09	8.37
契約電力5キロワットの場合1日につき	115.12	10.47
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	82.89	7.54
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41.45	3.77
深夜電力A		
1契約につき	700.00	63.64

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	105.00	9.55
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	7.00	0.64
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	7.00	0.64
高圧で供給を受ける場合	3.50	0.32
2 (適用期間)に定める適用期間のうち2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67.97	6.18
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1日につき	11.52	1.05
農事用電力 B (脱穀調整需要)		
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	5.76	0.52
契約電力1キロワットの場合 1日につき	11.51	1.05
契約電力2キロワットの場合 1日につき	23.02	2.09
契約電力3キロワットの場合 1日につき	34.53	3.14
契約電力4キロワットの場合 1日につき	46.05	4.19
契約電力5キロワットの場合 1日につき	57.56	5.23
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1日につき	41.45	3.77
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20.73	1.88
深夜電力 A		
1 契約につき	350.00	31.82

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	3.50	0.32
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		
低压で供給を受ける場合	3.50	0.32
高压で供給を受ける場合	1.80	0.16

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.953	0.087
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	1.905	0.173
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	3.812	0.347
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	5.717	0.520
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	9.527	0.866
100ワットをこえる1灯につき50ワッ トまでごとに	4.764	0.433
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につ き	2.846	0.259
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	5.691	0.517
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	2.846	0.259

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
口 臨時電灯A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	0.077 0.154 0.154 1.536 1.536	0.007 0.014 0.014 0.140 0.140
ハ 臨時電力 契約電力 1キロワット 1日につき	1.614	0.147
ニ 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 4キロワット 5キロワット	0.404 0.806 1.614 2.420 3.227 4.034	0.037 0.073 0.147 0.220 0.293 0.367
ホ 農事用電力C (育苗・栽培需要) 契約電力 1キロワット 1日につき	2.904	0.264
ヘ 深夜電力A 1契約につき	21.23	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(2) 従量制供給の場合		
イ 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3. 680	0. 335
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0. 245	0. 022
ロ 従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力および農事用電力		
1 キロワット時につき	0. 245	0. 022
ハ 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力		
1 キロワット時につき	0. 212	0. 019
ニ 高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0. 205	0. 019